

あいち環境絵本等貸出要領

(趣旨)

第1条 次世代を担う子どもたちにあいちの環境の大切さを伝えること、また愛知万博で高まった県民の環境意識の維持向上を図ることを目的として、あいち環境絵本及びあいち環境絵本 DVD（以下「絵本等」という）を使用して展示及び読み聞かせ等の事業を実施する者に対し、絵本等の貸出を行うことについて必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 貸出の対象者は次のとおりとする。

- (1) 愛知県内で活動をしている団体で、保育所、幼稚園、児童館その他の施設で、多数の子どもに対して読み聞かせを行う団体
- (2) 図書館、公民館、児童館等
- (3) その他環境活動推進課長が認めた者

(貸出手続き)

- 第3条 貸出を受けようとする者は、別紙様式1の「絵本等借用申込書」により事前に申し込まなければならない。
- 2 絵本の貸出は、原則として、各年度の入選作品すべてを1セットとしたセット単位で行う。なお、1団体又は1施設につき1セットまでとする。
 - 3 郵送による貸出は、原則として行わないものとする。ただし、必要と認められる場合には、往復の送料を申請者の負担とした上で、貸出できるものとする。

(貸出期間)

第4条 貸出期間は、原則として2週間以内とする。

(その他)

- 第5条 絵本等の転貸及び複写は禁止とする。
- 2 絵本等を亡失し、又はき損し、若しくは著しく汚損したときは、速やかに別紙様式2の「絵本等亡失届」を提出すること。
 - 3 貸出に必要な個人情報、目的以外には使用しないものとする。
 - 4 その他、絵本等の貸出の実施に関し必要となる事項は環境活動推進課長が定める。

附 則

この要領は、平成20年6月11日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年2月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年5月25日から施行する。